第

2733

뭉

REÂDAS U-ダアスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2005年)平成17年 3月 3日 木曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミコレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

4 使涂秘匿金

Q:いわゆる使途秘匿金に対しては、税務 上厳しい措置がとられているそうですが、ど のような取扱いがされるのですか?

A:使途秘匿金に対しては、損金不算入により通常の法人税を課税した上で、さらに40%の追加課税がなされます。

【解説】

会社が、使途秘匿金の支出をした場合には、 その支出について納税義務があるものとして、 その使途秘匿金に対しては、損金不算入とす ることにより通常の法人税を課税したうえで、 さらに40%の税率でその使途秘匿金に法人税 を特別に課税(追加課税)することとされてい ます。これは、会社が支出の相手先を秘匿す ることは違法ないし不当な支出につながりや すく、また、支出先の脱税を助けかねないと いった趣旨から、このような取扱いにされて いるのです。追加課税ですから、会社がたと え赤字であっても、使途秘匿金の額の40%相当 の法人税(別途、住民税の負担もあり)は課せ られることとなります。

なお、ここでいう使途秘匿金の支出とは、 次のようなものをいいます。

- ① 金銭の支出であるか、金銭以外の資産の引渡しであるときは、贈与、供与その他これらに類する目的のために行われるものであること
- ② 相当の理由なく相手方の氏名等を帳簿書類に記載していないこと
- ③ 明らかに相当の資産の譲受けその他の取引 の対価であると認められるものでないこと







